

## 政策評価に関する第三者評価会の構成について

平成12年12月15日	制定
平成15年2月7日	一部改正
平成18年2月3日	一部改正
平成19年2月2日	一部改正
新基本法農政推進本部決定	

### 第1 開催

政策評価の中立性、公正性及び透明性を確保し、評価結果の政策への反映を確保するとともに、政策評価に関する重要事項を検討するため、「農林水産省政策評価会」（以下「評価会」という。）を開催するものとする。

### 第2 構成

- 1 評価会は、委員7名以内をもって開催する。
- 2 委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評価会に、参考人を出席させることができる。

### 第3 座長

- 1 評価会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、評価会を総理し、評価会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

### 第4 運営

- 1 評価会は、農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日農林水産大臣決定）に基づいて農林水産省が行う政策評価の手法の検討、評価の計画、実施の状況、政策への反映その他政策評価の推進上必要な事項の検討を行うとともに、意見を述べることができる。
- 2 評価会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 会議は公開とする。
  - (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。
  - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 3 2にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等評価会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

## 第5 専門部会

- 1 農林水産省各局庁における政策評価の適切な推進を図るため、評価会に局庁ごと又は共同の専門部会を開催することができる。
  - (1) 各局庁の長は、必要に応じて、専門部会を開催することができる。
  - (2) 各局庁の長は、あらかじめ専門部会において検討を行う事項、日程等について、新基本法農政推進本部長及び評価会の委員に通知する。
  - (3) 評価会の委員は、各専門部会へ参加することができる。
  - (4) 専門部会の議事の状況等については、各局庁の長が取りまとめの上、評価会に報告する。
  - (5) 各局庁の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して、専門部会の開催、運営を行うことができる。
- 2 専門部会は、専門委員6名以内をもって構成する。
- 3 専門委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者から、各局庁の長が委嘱する。
- 4 委員及び運営に関する規定は、別に定めるものとする。

## 第6 その他

- 1 評価会の事務局（庶務）は、大臣官房企画評価課において行う。